

平成 30 年度市政懇談会 開催議事録

開催日時：平成 30 年 7 月 6 日（金）午後 7 時～8 時 30 分

場 所：地域交流センターいわま 会議室

出席者：6 名

《フリートーク（意見交換）》

- 1 イノシシ駆除のためのわな設置許可の迅速化について
- 2 鳥獣被害対策実施隊の活動強化について
- 3 イノシシ捕獲に関する経費の負担軽減について
- 4 耕作放棄地を解消する仕組みの構築について

1 イノシシ駆除のためのわな設置許可の迅速化について

【意見等】

地区でイノシシのわなを設置するため、必要な申請を市役所に提出しているが、許可が下りるまで時間を要している。許可が下りる頃にはイノシシはいなくなっている状況である。

【回答】

わなを仕掛けるときには、仕掛ける土地とその隣接の地権者の同意を必要としています。これは、隣接地にご迷惑をおかけする場合もあると想定されるので手続き上必要としています。そのため、許可を出すまで一定の時間を要します。しかし、その地権者がその地区にお住まいでないとか、不明な場合などは、同意を必ずしも必要とはしないなど柔軟に対応しています。今後も使いやすい制度を検討します。

2 鳥獣被害対策実施隊の活動強化について

【意見等】

私の住んでいる地域ではイノシシを捕獲する組織を立ち上げ、今まで約 20 頭を捕獲した。しかし、市から貸与されるわなは数が限られているので、見よう見まねで手作りのわなを作って対応している。地域の負担が大きすぎるので、鳥獣被害対策実施隊にもう少し頑張ってもらいたい。

【回答】

イノシシの駆除は、鳥獣被害対策実施隊にお願いしています。実施隊は、立場上はボランティアであって、そもそもの会員が減ってきています。また残っている方たちも高齢化が進んでいて、鉄砲を持ってイノシシを追いかけまわすことが困難な状況になっています。実施隊が捕獲する方法もわなを使って捕まえている状況です。そのような状況なので、地域に捕獲する組織を結成しやす

い制度を立ち上げました。ご理解をお願いします。

3 イノシシ捕獲に関する経費の負担軽減について

【意見等】

地区でイノシシを捕獲する組織を作っている。将来を見据えて地元の若い人にもわな猟の資格を取らせようと思うと、その経費は1万3千円かかる。以前、広報紙に取得経費の助成のことが載っていたが、現在は助成される条件として、環境保全課に狩猟者登録証または捕獲許可証の写しを添付することになってしまった。理由は、資格マニア対策だという。狩猟者登録をしなければならないのでは、資格の取得も若い人に勧めづらい。資格の取得だけでも助成の対象に戻してほしい。

【回答】

市の業務なので、一定の基準が必要です。最低限の手続きをお願いします。(制度創設時から制度の変更はなし)

イノシシの被害は拡大しています。茨城県も有害鳥獣の被害に関して条例を作りました。しかし国も県も財政的なものは充実していないのが現状です。市では財政的に数千万円を有害鳥獣対策に費やしています。捕獲に関する日当を出すなどの対応は難しいですが、イノシシの捕獲に関する手続きを簡潔にするなどスピーディーに対応していきます。

4 耕作放棄地を解消する仕組みの構築について

【意見等】

農地の価値が低くなってきた。田んぼをタダでもいいので貰ってくれないかという人がいたが、断られたという。このままでは耕作放棄地になってしまう。このような土地を管理し、担い手に貸すという仕組みを作してほしい。

【回答】

国内には農地に限らず、所有者不明の土地がたくさんあります。市に寄付したいとの話もあります。土地改良が済んでいて放棄されている土地は市の名義にして担い手に貸すなどできればと個人的には思います。いずれにせよ、土地改良の済んだ土地は守っていかなければならないと思います。今までは血縁関係にあった方に、土地を引き継いでいたと思いますが、今は相続をしたくない人も増えてきています。笠間市内には、農地を第三者へ承継したケースがあります。今後はこのようなスタイルが増えてくるのではないかと思います。